

要望項目への回答

要望項目	回 答
<p>1 学童保育所を安定的かつ継続的に運営するために、事業費の国庫補助における基本額を増額すること、及び登録児童数を補助の算定根拠とするよう国に働きかけてください。</p>	<p>本市では、平成 27 年度より、当年度の国の補助単価にあわせて予算編成を行っており、国の補助制度の充実にあわせて、本市においても、留守家庭児童健全育成事業にかかる助成額を増額しているところです。</p> <p>また、本市における育成会の実態等を踏まえた上で、国に対して、補助内容を更に充実するよう、機会をとらえて、要望を行っているところです。</p> <p>育成会への支援を更に強化できるよう、今後とも、国に対して要望を行ってまいりたいと考えています。</p>
<p>2 複数の学童保育所が土曜日に合同で保育をする際には、2015 年度同様それぞれの学童保育所に補助金が出るよう、国に上申してください。</p>	<p>本市では、国の基準にあわせて育成会に対して運営助成を行っております。</p> <p>児童の数が少ない土曜日に複数のクラブが合同で運営を行う場合、国の取り扱いにおきましては、それぞれのクラブにおいて、指導員の 2 名配置等基準を満たす必要があるとされております。</p> <p>国に対しては、育成会の実態を踏まえ、補助内容を更に充実するよう、今後とも、要望を行ってまいりたいと考えております。</p>

要望項目	回 答
<p>3 各学童保育所の状況を考慮し、専用室を建て替えている間の一時移転先も含め、学童保育施設の確保に向けて名古屋市として最大限の努力をしてください。</p>	<p>育成会の運営場所に関する支援としましては、本市独自で、民家等を借りる場合の家賃補助や土地を確保した育成会に対する留守家庭児童専用室の無償貸与を行う他、市有財産の利用にかかる個別の問い合わせに対しては、所管局への使用の可否の確認などを行っているところです。</p> <p>また、専用室の建替えの間の一時移転先につきましても、民家等を借りる場合は家賃補助を行うなど、支援を行っているところです。</p> <p>さらに、昨年度の都市公園法の改正により、都市公園における専用室の設置が法上可能となったことから、今年度はじめて、平成31年度の専用室の設置に向けた調整を開始したところです。</p> <p>今後とも、育成会における運営場所の確保が図られるよう、個別の事情について、丁寧に把握しながら、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>4 障がい児に対する職員の専門性を高める為に、研修等の支援をさらに充実してください。</p>	<p>障害児の受入に関する支援としましては、各育成会において、障害児受入に必要な専門的知識等を有する指導員を配置し、障害児を受け入れている場合、障害児受入推進助成を行っております。</p> <p>また、毎年度、本市主催の研修として、指導員を対象とした知的障害・発達障害に関する研修を実施しているところです。</p> <p>今後につきましても、研修の更なる充実を図るなど、障害児の受入を行う育成会への支援を充実してまいりたいと考えております。</p>

要望項目	回 答
<p>5 学童保育指導員や保護者の事務負担の軽減が図られるよう支援を充実してください。</p>	<p>助成金の申請手続きやクラブの会計処理、学童保育指導員の労務管理等の各種事務手続きにつきましては、多くの育成会において、学童保育指導員や保護者が中心となり行っているものと認識しております。</p> <p>本市といたしましては、このような各クラブの事務負担の軽減を図るため、平成 29 年度には、育成会向けに労務管理にかかる研修を実施し、今年度は、税務事務にかかる研修の実施を予定しているところです。</p> <p>今後につきましても、研修の充実を始めとして、各クラブにおける事務負担の軽減が図られるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>6 合同運営を認める助成制度を早期に導入してください。</p>	<p>本市では、現在、ひとつの育成会でひとつの放課後児童クラブを運営することとしております。</p> <p>平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準が策定され、指導員体制の確保など、様々な課題が生じている中、ひとつの育成会における複数クラブの運営につきましては、課題解決のひとつの手段になるものと認識しております。</p> <p>実施にあたりましては、整理すべき事項が多岐にわたり、慎重に取り扱う必要があるところですが、育成会の安定的な運営が図られるよう、今後とも実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

要望項目	回 答
<p>7 学童保育所の暑さ（猛暑）対策及び保育中の熱中症に対する施策を講じてください。</p>	<p>留守家庭の児童が安全に、安心して放課後等を過ごせるよう、各育成会において、熱中症の予防対策を図っていただくことは、重要であると認識しております。</p> <p>本市におきましても、今年度の記録的な猛暑を踏まえ、熱中症にかかる注意点をまとめた国の資料等を活用し、各育成会向け、熱中症予防にかかる注意喚起を実施したところです。</p> <p>今後とも、各育成会に対する必要な情報の提供に努めつつ、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。</p>